

# 被災された方のための 生活支援情報

第 43 号  
平成 26 年 3 月 26 日  
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130  
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

## 被災された方の国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金および介護保険サービス利用料を免除します

対象となる方には、3月下旬に免除証明書をお送りしています。

ただし、平成25年4月以降に他自治体から転入された方など、あらためて申請が必要な場合があります。免除証明書が届いていない方で、該当すると思われる場合は、お住まいの区の区役所、総合支所に申請してください。

### ■対象となる方

市内にお住まいで次の①②の両方の条件を満たす方のうち、③④のいずれかに該当する方が対象となります。

①平成23年3月11日に宮城県、岩手県、福島県の全域などの特定被災区域（★）に住所を有していた	
②世帯全員が市町村民税非課税である	
いずれかに該当する方	③東日本大震災により、居住する住家が全壊または大規模半壊となった世帯 ※居住する住家が半壊で、解体した場合などを含みます
	④東日本大震災により、主たる生計維持者が死亡または行方不明となった世帯

★東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する「特定被災区域」

### ■免除の期間

●平成26年3月1日時点の世帯員全員が、平成25年度の市町村民税が非課税の場合＝平成26年4月～平成26年7月の利用分を免除

●平成26年7月1日時点の世帯員全員が、平成26年度の市町村民税が非課税の場合＝平成26年8月～平成27年3月の利用分を免除

### 問い合わせ

◆国民健康保険・後期高齢者医療について＝区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課（☎は下欄）

◆介護保険について＝区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は下欄）

## 建築確認申請手数料等の免除期間を延長します

東日本大震災により被災された方を対象とした、建築物などの建築確認申請手数料等の免除期間を、平成27年3月31日まで延長します。

問い合わせ 区役所街並み形成課（☎は下欄）、建築指導課 ☎214・8347

## 震災後の生活困りごとと、こころの健康相談

震災後のさまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝4月15日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 仙台市精神保健福祉総合センター ☎265・2191

※裏面にもお知らせがあります

### 市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)  
青葉区役所 ☎225・7211(代)  
宮城野区役所 ☎291・2111(代)  
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)  
泉区役所 ☎372・3111(代)  
宮城総合支所 ☎392・2111(代)  
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ  
<http://www.city.sendai.jp/>  
仙台市携帯電話用ホームページ  
<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 仙台市母子家庭相談支援センター 就業・自立相談

母子家庭の母親、寡婦の方を対象に、就業・自立相談を行います。

◆日時＝火曜日11:00～19:00、水～土曜日9:00～17:00（祝休日、休館日を除く）

◆予約制。託児がありますので事前にご相談ください

◆職業あっせんは行っていません

**問い合わせ** 仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322

## 女性への暴力相談電話

DVや性暴力などあらゆる暴力に悩む女性からの相談に応じます。

**女性への暴力相談電話 ☎268・5145**

◆日時＝月・水～金曜日9:00～17:00、火曜日9:00～19:00（祝休日、年末年始を除く）

## 固定資産税・都市計画税のお知らせ

### ■東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置について

東日本大震災で被災した固定資産の所有者等が、これに代わる新たな固定資産を取得した等の場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられることがあります。詳しい内容や申告手続きについては、お問い合わせください。

対象資産	内容	適用期限
滅失または損壊した住宅に係る住宅用地の代替土地（被災代替住宅用地）	平成33年3月31日までに新たに取得した被災代替土地について、一定の部分を、更地であっても住宅用地と見なし、課税標準の特例を適用するもの	取得した翌年から3年間
滅失または損壊した家屋の代替家屋（被災代替家屋）	平成33年3月31日までに新たに取得または改築した被災代替家屋について一定の床面積の税額を軽減するもの	取得または改築の翌年から6年間
滅失または損壊した償却資産の代替償却資産（被災代替償却資産）	平成28年3月31日までに取得または改良した被災代替償却資産について、課税標準の特例を適用するもの	取得または改良の翌年から4年間

◆代替資産の取得などをした翌年の1月31日までに申告が必要です

### ■固定資産税課税明細書をご確認ください

平成26年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月7日(月)頃に発送します。

東日本大震災以降、家屋が滅失するなど資産内容の変更が多くなっており、家屋の滅失届を提出いただけなかった場合などには、現況と一致しないことも考えられます。納税通知書の3枚目以降（資産の件数が多い場合は、別紙でお送りしています）に添付している課税明細書をご確認いただき、記載の内容が平成26年1月1日現在における各資産の状況と異なる場合は、ご連絡ください。

**問い合わせ** 下表の担当課まで

	物件所在地域	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	[土地] ☎214・8596
			[家屋] ☎214・8604
	泉区		[土地] ☎214・8597
			[家屋] ☎214・8605
宮城野区・若林区	南固定資産税課	[土地] ☎214・8689	
		[家屋] ☎214・8694	
	太白区		[土地] ☎214・8690
			[家屋] ☎214・8695
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建支援室 ☎214・8559までご連絡ください。